第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）
第七十二条の四の二第二項	（略）
	令第二十六条第二項第三号
	抄本。
（略）	（略）
附則第四項前段	（略）
	又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ
（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第三号	（略）
	次の各号
	（略）
	区長
	抄本
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第二号	抄本。
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第三号	抄本。

（略）	（略）
（略）	（略）
令第二十六条第二項第三号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六条第二項第三号
抄本。	抄本その他の書類。
（略）	（略）
（略）	（略）
又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ、継続投資教育事業経理から業務経理へ、業務経理から継続投資教育事業経理へ
（略）	（略）
（略）	（略）
次の各号	次の各号（生年月日について、連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により請求者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合にあつては、第二号を除く。）
（略）	（略）
区長	区長又は総合区長
抄本	抄本その他の生年月日を証する書類
抄本。	抄本その他の書類。

第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）
第七十二条の四の二第二項	（略）
	令第二十六条第二項第三号
	（新設）
（略）	（略）
附則第四項前段	（略）
	又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理
（略）	（略）
第七十四条第一項において準用する第二十一条第一項第三号	（略）
	（新設）
	（略）
	区長
	（新設）
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第二号	（新設）
第七十四条第一項において準用する第二十一条第二項第三号	（新設）

（略）	（略）
（略）	（略）
令第二十六条第二項第三号	平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十六条第二項第三号
（新設）	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
又は厚生年金基金加算年金経理から福祉施設経理	若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉事業経理
（略）	（略）
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
区長	区長又は総合区長
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）